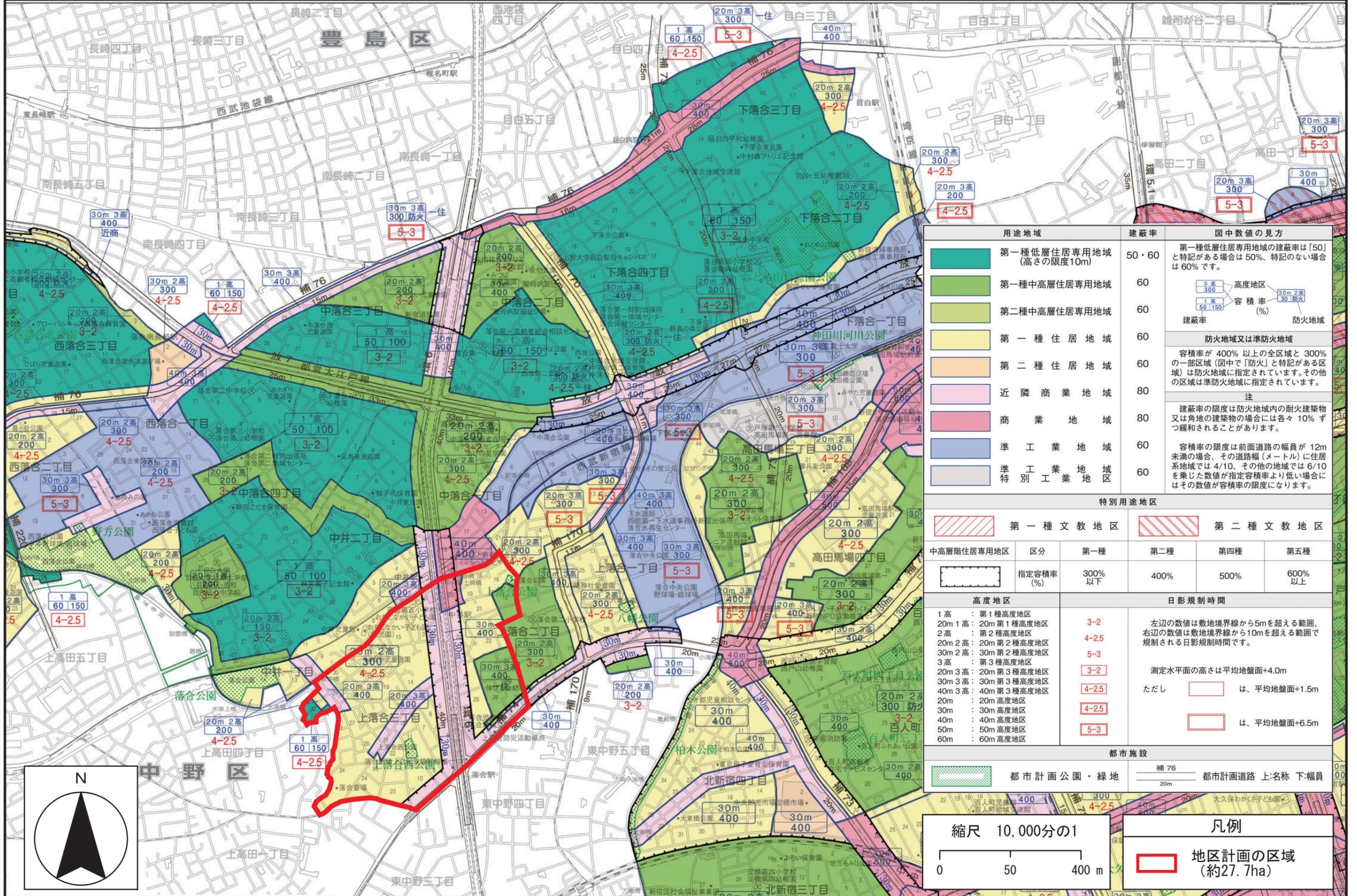
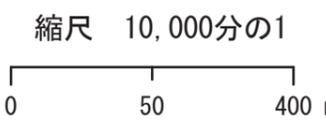
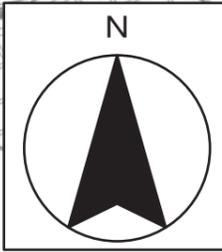


東京都計画地区計画 上落合中央・三丁目地区地区計画 総括図 [新宿区決定]

案



用途地域	建蔽率	図中数値の見方		
第一種低層住居専用地域 (高さの限度10m)	50・60	第一種低層住居専用地域の建蔽率は「50」と特記がある場合は50%、特記のない場合は60%です。		
第一種中高層住居専用地域	60			
第二種中高層住居専用地域	60			
第一種住居地域	60	防火地域又は準防火地域 容積率が400%以上の全区域と300%の一部区域(図中で「防火」と特記がある区域)は防火地域に指定されています。その他の区域は準防火地域に指定されています。		
第二種住居地域	60			
近隣商業地域	80	注 建蔽率の限度は防火地域内の耐火建築物又は角地の建築物の場合には各々10%ずつ緩和されることがあります。		
商業地域	80	容積率の限度は前面道路の幅員が12m未満の場合、その道路幅(メートル)に住居系地域では4/10、その他の地域では6/10を乗じた数値が指定容積率より低い場合にはその数値が容積率の限度になります。		
準工業地域	60			
準工業地域区 特別工業地区	60			
特別用途地区				
第一種文教地区		第二種文教地区		
中高層階住居専用地区				
区分	第一種	第二種	第四種	第五種
指定容積率 (%)	300%以下	400%	500%	600%以上
高度地区		日影規制時間		
1高	： 第1種高度地区	3-2	左辺の数値は敷地境界線から5mを超える範囲、右辺の数値は敷地境界線から10mを超える範囲で規制される日影規制時間です。 測定水平面の高さは平均地盤面+4.0m ただし は、平均地盤面+1.5m は、平均地盤面+6.5m	
2高	： 第2種高度地区			
20m 2高	： 20m 第2種高度地区	4-2.5		
30m 2高	： 30m 第2種高度地区			
3高	： 第3種高度地区	5-3		
20m 3高	： 20m 第3種高度地区			
30m 3高	： 30m 第3種高度地区	3-2		
40m 3高	： 40m 第3種高度地区			
20m	： 20m 高度地区	4-2.5		
30m	： 30m 高度地区			
40m	： 40m 高度地区	4-2.5		
50m	： 50m 高度地区			
60m	： 60m 高度地区	5-3		
都市施設				
	都市計画公園・緑地		都市計画道路 上:名称 下:幅員	



凡例

地区計画の区域 (約27.7ha)